

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名  
蓬萊町会地区
- 2 団体名及び代表者  
蓬萊町会 会長 大畑 清心 氏
- 3 地区の範囲  
向丘二丁目14番（1～4号、8～10号）、15～19番、20番  
（14～17号）、23番（1号、17～20号）、24番～27番、  
28番（1～11号）、29番（1号、7号の一部、8～16号）、3  
0番、35番、36番（1～2号、8号の一部）、37～38番  
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過  
平成31年4月1日 推進地区指定の申請  
令和元年5月16日 安全・安心まちづくり協議会において承認  
6月3日～7月2日 該当地区の区民意見を聴取  
（寄せられた意見なし）  
7月16日 推進地区指定日（～令和4年7月15日）

（注）防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

蓬萊町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

